



保証継続報告書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 藤江 一正



変更TOE

申請受付日（受付番号）	平成25年8月7日（IT継続3089）
認証番号	C0253
申請者	株式会社リコー
TOEの名称	日本版名称：imagio セキュリティカード タイプ9 ソフトウェア 海外版名称：DataOverwriteSecurity Unit Type I Software
TOEのバージョン	1.02m
適合する保証パッケージ	EAL3
開発者	株式会社リコー

上記の変更TOEについて、以下のとおり保証継続の結果を報告します。

平成25年8月20日

セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室
技術管理者 山里 拓己

評価基準等：「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」で定める下記の規格に基づき、
変更TOEに対して保証継続の検証がされた。

- ① 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア バージョン3.1 改訂第2版
(翻訳第2.0版)
- ② 情報技術セキュリティ評価のための共通方法 バージョン3.1 改訂第2版 (翻訳第2.0版)

認証結果：合格

「imagio セキュリティカード タイプ9 ソフトウェア(日本版名称) / DataOverwriteSecurity Unit Type I Software (海外版名称) Ver. 1.02m」(変更TOE)は、独立行政法人情報処理推進機構が定めるITセキュリティ認証申請手続等に関する規程に従い、定められた規格に基づいて検証した結果、継続TOEとして、保証が継続されることを確認した。

目次

1	全体要約	1
1.1	はじめに	1
1.2	保証継続識別	1
1.2.1	変更TOE識別	1
1.2.2	認証TOE識別	1
1.2.3	認証TOEのST識別	2
1.2.4	認証TOEの認証報告書識別	2
1.3	保証継続の認証	2
1.4	報告概要	3
1.4.1	変更の記述	3
1.4.2	変更された開発者証拠	4
1.4.3	変更TOE添付ドキュメント	4
2	認証機関による保証継続実施及び結果	5
2.1	実施概要	5
2.2	認証実施	5
3	結論	6
3.1	認証結果	6
3.2	注意事項	6
4	用語	7
5	参照	8

1 全体要約

1.1 はじめに

この保証継続報告書は、認証済みのTOE「imagio セキュリティカード タイプ9 ソフトウェア(日本版名称) / DataOverwriteSecurity Unit Type I Software (海外版名称) Ver. 1.01m」(以下「認証TOE」という。)を変更した「imagio セキュリティカード タイプ9 ソフトウェア(日本版名称) / DataOverwriteSecurity Unit Type I Software (海外版名称) Ver. 1.02m」(以下「変更TOE」という。)の保証継続について、認証結果を申請者である株式会社リコーに報告するものである。

本保証継続報告書の読者は、本書と共に、以下に示す認証報告書、認証TOEのST、及び変更TOEに添付されるマニュアル(詳細は「1.4.3 変更TOE添付ドキュメント」を参照のこと)を併読されたい。前提となる環境条件、対応するセキュリティ対策方針とその実施のためのセキュリティ機能要件、保証要件及びそれらの要約仕様は、認証TOEのSTにおいて詳述されている。また、動作条件及び機能仕様は変更TOEに添付されるドキュメントに詳述されている。

本保証継続報告書は、変更TOEに対して、認証TOEと同じ保証レベルを与える保証継続についての認証結果を示すものであり、個別のIT製品そのものを認証するものではないことに留意されたい。

1.2 保証継続識別

1.2.1 変更TOE識別

本保証継続の対象とする変更TOEは以下である。

名称： 日本版名称：imagio セキュリティカード タイプ9 ソフトウェア
海外版名称：DataOverwriteSecurity Unit Type I Software
バージョン： 1.02m
開発者： 株式会社リコー

1.2.2 認証TOE識別

本保証継続の認証TOEは以下のとおりである。

認証番号： C0253
名称： 日本版名称：imagio セキュリティカード タイプ9 ソフトウェア
海外版名称：DataOverwriteSecurity Unit Type I Software
バージョン： 1.01m
開発者： 株式会社リコー
保証レベル： EAL3

1.2.3 認証TOEのST識別

本保証継続の認証TOEのSTは以下のとおりである。

名称： imagio セキュリティカード タイプ9, DataOverwriteSecurity
Unit Type I セキュリティターゲット
バージョン： 1.00
作成日： 平成22年3月25日
作成者： 株式会社リコー

1.2.4 認証TOEの認証報告書識別

本保証継続の認証TOEの認証報告書は以下のとおりである。

TOEの名称： 日本版名称： imagio セキュリティカード タイプ9 ソフトウェア
海外版名称： DataOverwriteSecurity Unit Type I Software
バージョン： 1.01m
受付番号： IT認証9279
認証番号： C0253
作成日： 平成22年3月29日
作成者： 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター
情報セキュリティ認証室

1.3 保証継続の認証

認証機関が運営するITセキュリティ評価・認証プログラムに基づき、公表文書「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[1]、「ITセキュリティ認証等に関する要求事項」[2]に規定された内容に従い、認証機関は、開発者が作成した「影響分析報告書」[3]（以下「IAR」という。）を検証し、変更TOEに対し保証が継続されることを確認した。認証機関はIARに基づき本保証継続報告書を作成し、認証作業を終了した。

1.4 報告概要

1.4.1 変更の記述

1) 認証TOEに対する変更

TOEを搭載できるMFPの機種が追加された。今回の保証継続(7回目)で追加された機種は以下のとおりである。1回目から6回目の保証継続([4][5][6][7][8][9]参照)でもTOEを搭載できるMFPの機種が追加されている。

MFPがTOEのインターフェースを利用する方法にも、利用者がMFPを介してTOEを利用する方法にも変更はない。そのためセキュリティ機能に関するガイダンスの記述への影響はない。

- RICOH MP C3003Z/C3503Z シリーズ
- Ricoh MP C3003Z/C3503Z series
- nashuatec MP C3003Z/C3503Z series
- Rex-Rotary MP C3003Z/C3503Z series
- Gestetner MP C3003Z/C3503Z series
- infotec MP C3003Z/C3503Z series

- RICOH MP 3353/2553 シリーズ
- Ricoh MP 2553/3053/3353 series
- Savin MP 2553/3053/3353 series
- Lanier MP 2553/3053/3353 series
- nashuatec MP 2553/3053/3353 series
- Rex-Rotary MP 2553/3053/3353 series
- Gestetner MP 2553/3053/3353 series
- infotec MP 2553/3053/3353 series

- Ricoh MP 2553Z/3053Z/3353Z series
- nashuatec MP 2553Z/3053Z/3353Z series
- Rex-Rotary MP 2553Z/3053Z/3353Z series
- Gestetner MP 2553Z/3053Z/3353Z series
- infotec MP 2553Z/3053Z/3353Z series

2回目の保証継続では、ライセンスファイル(TOEの配付の際にTOEの正当性を確認するための情報)の追加が行われ、それに伴いTOEのバージョンが変更された。具体的な内容については[5]参照。

2) 認証TOEの開発環境に対する変更

2回目の保証継続([5]参照)で開発環境の変更があった。それ以降の開発環境の変更はない。

1.4.2 変更された開発者証拠

TOEへの変更は、以前に認証TOEのために提出された開発者証拠の一部への変更を必要とした。変更された開発者証拠は、正確に識別され、改訂版が作成された。

1.4.3 変更TOE添付ドキュメント

変更TOEに添付されるドキュメントを以下に示す。

国内向けのドキュメント

- ・ imagio セキュリティカード タイプ7
imgio セキュリティカード タイプ9
使用説明書
Version D377-7902

海外向けのドキュメント

- ・ DataOverwriteSecurity Unit Type H
DataOverwriteSecurity Unit Type I
Operating Instructions
Version D377-7940
- ・ Notes for Users
Version D377-7250

2 認証機関による保証継続実施及び結果

2.1 実施概要

保証継続は、平成25年8月7日に申請を受け付けし、本保証継続報告書の完成をもって完了した。認証機関は、開発者から保証継続に要するIARの提供を受け、変更TOEに対する影響を調査した。

2.2 認証実施

開発者より提出されたIARについて、TOEの変更により影響がないことを確認するために、以下の検証を実施した。

- ① TOEの変更に伴い変更する開発者証拠は妥当であること。
- ② TOEの変更内容に対する影響分析の過程及び結果が妥当であること。
- ③ 変更TOEについて適切なテストが実施されていること。

3 結論

3.1 認証結果

提出されたIARを検証した結果、認証機関は、本変更TOEにおいても認証TOEのEAL3に対する保証要件を満たしており、変更TOEに対する保証への影響がないことを確認した。また、開発者が実施したレグレッションテストの結果より、変更TOEの動作に影響がないことを確認した。

3.2 注意事項

特になし。

4 用語

本保証継続報告書で使用された略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation
EAL	Evaluation Assurance Level
IAR	Impact Analysis Report
ST	Security Target
TOE	Target of Evaluation

本報告書で使用された用語を以下に示す。

IAR	影響分析報告書
MFP	デジタル複合機(Multi Function Product)。 1台でコピー、プリンタ等、2種類以上の機能を持ったプリンタのことである。
継続TOE	認証TOEに対して継続プロセスを経て以前の認証の適用が認められた変更TOEをいう。認証TOEに対して与えられた同じ保証が、継続TOEにも適用される。
認証TOE	評価され認証書が発行されたTOEのバージョンのことをいう。
変更TOE	認証TOEに対して、変更が加えられた異なるバージョンをいう。

5 参照

- [1] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 平成24年3月 独立行政法人情報処理推進機構 CCS-01
- [2] ITセキュリティ認証等に関する要求事項 平成25年4月 独立行政法人情報処理推進機構 CCM-02
- [3] imagio セキュリティカード タイプ9, DataOverwriteSecurity Unit Type I 影響分析報告書 (2013年8月) Version 0.02 2013年8月6日 株式会社リコー
- [4] imagio セキュリティカード タイプ9 ソフトウェア(日本版名称) / DataOverwriteSecurity Unit Type I Software (海外版名称) Ver.1.01m 保証継続報告書 ACR-C0253-01 平成22年5月25日 独立行政法人情報処理推進機構
- [5] imagio セキュリティカード タイプ9 ソフトウェア(日本版名称) / DataOverwriteSecurity Unit Type I Software (海外版名称) Ver.1.02m 保証継続報告書 ACR-C0253-02 平成23年9月30日 独立行政法人情報処理推進機構
- [6] imagio セキュリティカード タイプ9 ソフトウェア(日本版名称) / DataOverwriteSecurity Unit Type I Software (海外版名称) Ver.1.02m 保証継続報告書 ACR-C0253-03 平成24年2月3日 独立行政法人情報処理推進機構
- [7] imagio セキュリティカード タイプ9 ソフトウェア(日本版名称) / DataOverwriteSecurity Unit Type I Software (海外版名称) Ver.1.02m 保証継続報告書 ACR-C0253-04 平成24年5月25日 独立行政法人情報処理推進機構
- [8] imagio セキュリティカード タイプ9 ソフトウェア(日本版名称) / DataOverwriteSecurity Unit Type I Software (海外版名称) Ver.1.02m 保証継続報告書 ACR-C0253-05 平成25年2月14日 独立行政法人情報処理推進機構
- [9] imagio セキュリティカード タイプ9 ソフトウェア(日本版名称) / DataOverwriteSecurity Unit Type I Software (海外版名称) Ver.1.02m 保証継続報告書 ACR-C0253-06 平成25年5月31日 独立行政法人情報処理推進機構